

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	1
○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）	4
○都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）（抄）	14
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	14
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）	16
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	16
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（抄）	18
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	18
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	19
○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	19
○都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）	20
○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	26
○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）	26
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	27
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	27
○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	27

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（熱供給施設に準ずる施設）

第三条 法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。

（公共下水道管理者の許可に係る基準）

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。
    - イ 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所<sup>（一）</sup>に設けること。
    - ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所<sup>（二）</sup>に設けること。
  - 二 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。
    - イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
    - ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
    - ハ 管渠は、暗渠とする<sup>（三）</sup>。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。
    - ニ 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
  - ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
  - ヘ 地震によつて公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。
  - ト 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。
  - チ ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。
  - リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバート<sup>（四）</sup>を設けること。
  - ヌ 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。
- ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。
- 三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。  
ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。  
四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第十三条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画(都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市(以下この条及び第二十一条第一号ニにおいて「指定都市」という。))にあつては、第一号ハに掲げる都市施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。))に関する都市計画とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路(自動車専用道路を除く。)

(1) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十三条第一項の指定区間外の国道  
都道府県道

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの(国又は都道府県が設置するものに限る。)

ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川

二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第二十一条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業(次号、第三号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。)

イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法(昭和三十一年法律第百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二二号)第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的

に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。） 〇・二五ヘクタール

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十四項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業（第五号に掲げる都市開発事業を除く。） 〇・二ヘクタール

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。） 〇・二ヘクタール

五 低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。）の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第二十六条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第三十四条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件）

第三十五条 法第八十八条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める市町村（同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。）

以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

## 附 則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 平成三十一年三月三十一日までの間における第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘ

クータル（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）

（参加組合員の負担金及び分担金の納付）

第二十一条 参加組合員が法第四十条第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、定款で定めるものとする。この場合において、最終の納付期限は、法第一百条の公告の日から一月をこえてはならない。

2・3 （略）

（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）

第二十五条 権利変換計画の変更のうち法第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条第一項第二号又は第七号に掲げる事項の変更
- 二 法第七十三条第一項第五号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
- 三 法第七十三条第一項第十五号に掲げる事項のうち施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細の変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

（施設建築敷地等の価額の概算額）

第二十八条 法第七十三条第四号に掲げる施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十一号及び第十二号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額（以下「合計価額」という。）以上であり、かつ、法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日（以下この章及び付録第三において「基準日」という。）における近傍類似の土地の価額を参酌して定められた当該施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該施設建築敷地の価額（以下「敷地価額」という。）から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該施設建築敷地の価額の見込額を超えるときは、当該施設建築敷地の価額の見込額をもつて敷地価額とする。

2・4 （略）

（地代の概算額）

第二十九条 法第七十三条第一項第九号に掲げる施設建築敷地の地代の概算額は、前条第一項の規定により定めた施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた施設建築敷地の地代の見込額とのうちいずれが多額のものをこえない範囲内において定めなければならない。

2 (略)

(縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更)

第三十一条 権利変換計画の修正又は変更のうち法第八十三条第四項又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。  
 一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十五号又は第十六号に掲げる事項の修正又は変更  
 二 法第七十三条第一項第五号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更  
 三 前二号に掲げるもののほか、権利変換計画の修正又は変更で、当該修正又は変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更)

第三十二条 権利変換計画の変更のうち法第八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。  
 一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十五号又は第十六号に掲げる事項の変更  
 二 法第七十三条第一項第五号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え)

第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定		読み替えられるべき字句	
第九十四条第三項		読み替える字句	
前項	読み替えられるべき字句	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十五条第一項	
相手方の氏名及び住所	読み替えられるべき字句	施行者の名称及び事務所の所在地	
事業の種類	読み替えられるべき字句	市街地再開発事業の名称	
損失の事実	読み替えられるべき字句	都市再開発法第七十三条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額	
損失の補償の見積及びその内訳	読み替えられるべき字句	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳	
協議の経過	読み替えられるべき字句	都市再開発法第八十三条第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三項の規定により施行者のした通知の内容	

(略)	第九十四条第六項	(略)	及びその相手方	損失の補償及び補償をすべき時期	及び施行者
(略)	第九十四条第八項	(略)	同条第五項	第六十三條第三項中	同条第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第五項
(略)	第九十四条第三項	(略)	若しくはその相手方	若しくはその相手方	若しくは施行者
(略)	第九十四条第三項	(略)	若しくはその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)	若しくはその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)	若しくは施行者
(略)	第九十四条第八項	(略)	損失の補償及び補償をすべき時期	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)
(略)	第九十四条第八項	(略)	損失の補償及び補償をすべき時期	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)
(略)	第九十四条第八項	(略)	損失の補償及び補償をすべき時期	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)
(略)	第九十四条第八項	(略)	損失の補償及び補償をすべき時期	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)
(略)	第九十四条第八項	(略)	損失の補償及び補償をすべき時期	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)

(施設建築物の一部等の価額等の確定)

第四十一条 法第百三条第一項の規定による施設建築物の一部等の価額、施設建築敷地の地代の額又は建築施設の部分の価額の確定は、第二十八条、第二十九条又は第四十六条の規定の例により行なわなければならない。

2 (略)

(施設建築敷地の価額の概算額の特例)

第四十三条の三 法第百九条の二第二項前段に規定する場合においては、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額(法第百九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分にあつては、当該敷地価額から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の道路の所有を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築敷地の道路部分に係る道路の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合(以下「道路の地上権割合」という。))を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(権利変換手続の特則)

第四十四条 法第百十条第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等」とあるのは、「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

第四十五条 法第百十一条の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、第二十六条(見出しを含む。)中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権(以下「地上権」という。))とあるのは「施設建築敷地」と、付録第一中「地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築物の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の位置による当該地上権の位置による利用価値」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十六条 (略)

2 (略)

3 法第百十一条の場合及び法第百九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、法第百九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(建築施設の部分の価額の概算額)

第四十六条の三 (略)



2 (略)

3 法第一百八条の二十五第二項前段に規定する場合においては、法第一百八条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、法第一百八条の二十五第二項において準用する法第九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(管理処分手続の特則)

第四十六条の十三 法第一百八条の二十五の二第一項の場合においては、第四十六条の二第四号中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、第四十六条の三の見出し中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「建築施設の部分の価額」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額」と、「建築施設の部分に要する」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る」と、「近傍類似の土地の価額及び近傍同種の建築物の価額」とあるのは「近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地に関する同種の権利の価額」と、同条第二項中「建築施設の部分に要する」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る」と、「付録第五の式」とあるのは「付録第六の式」と、第四十六条の九中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)  
第四十六条の十五 法第一百八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
<p>第二条第十号、第四十四条、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第九号、第十二号及び第十五号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条、第九十一条第一項、第一百三十一条及び第二項、第一百四十一条、第一百八条第二項、第一百零四条第一項、第一百八条第二項、第一百零八条の十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の二、第一百八条の二十八第二項</p>	施設建築敷地	<p>施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p>

<p>(略)</p> <p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項</p>	<p>(略)</p> <p>宅地の地積</p>	<p>(略)</p> <p>宅地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第五十条の四第一項、第一百八条の六第二項</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>
<p>(略)</p> <p>第七条の十七第二項、第三項、第六項及び第七項、第七条の十八第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二條、第十三条、第三十七条第二項、第五十七条第四項第二号、第七十条第一項、第七十三條第一項第十二号、第七十六條第一項、第九十一条第一項</p>	<p>宅地</p>	<p>(略)</p> <p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第十六条第一項</p>	<p>(略)</p> <p>施行地区</p>	<p>(略)</p> <p>施行地区（施行地区となるべき区域又は施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第三十九条第二項、第七十三条第一項第三号及び第十一号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項</p>	<p>(略)</p> <p>施行地区内に有する</p>	<p>(略)</p> <p>有する施行地区内の</p>
<p>(略)</p> <p>第四十四条</p>	<p>(略)</p> <p>宅地の地積</p>	<p>(略)</p> <p>宅地の地積（施行区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>

第五十条の三第二項ただし書	<p>施行地区内の宅地の総地積</p> <p>目的となつている宅地の総地積</p> <p>区域内に宅地、借地権</p> <p>存する建築物</p> <p>当該区域内の建築物</p>	<p>施行地区内の特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p> <p>目的となつている特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地に対応する従前の宅地についての特定仮換地の総地積</p> <p>区域内の宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）</p> <p>存する当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第七十条第一項、第七十一条第三項、第九十条第二項及び第三項</p>	<p>(略)</p> <p>建築物</p>	<p>(略)</p> <p>建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
第七十一条第一項、第一百八条の二第一項	<p>内の宅地</p> <p>施行地区内の土地に権原に基づき建築物</p>	<p>内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p> <p>権原に基づき施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第一百八条第一項第二号</p>	<p>(略)</p> <p>施行地区内に</p>	<p>(略)</p> <p>施行地区内の</p>
第七十三条第一項第二号、第三号及び第一項第二号	<p>宅地、借地権</p>	<p>宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地で</p>

<p>十一号、第八十九条、第四百四条第一項、第八十条第一項第二号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十、第一百八条の十一第一項及び第二項、第一百八条の二十三第一項</p>		<p>ある宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）</p>
<p>第七十三条第一項第二号</p>	<p>建築物を</p>	<p>施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）を</p>
<p>第七十三条第一項第三号及び第十一号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項及び第二項</p>	<p>建築物</p>	<p>施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>第七十三条第一項第七号、第八十八条第五項、第一百八条第一項第二号</p>	<p>内の建築物</p>	<p>内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項</p>	<p>若しくは建築物</p>	<p>若しくは建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>第七十三条第二項</p>	<p>場合</p>	<p>場合（特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を有する者が当該宅地についての特定仮換地の上に建築物を有する場合を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第七十七条第一項、第一百一十一条の表第七十七条第一項の項中欄</p>	<p>(略)</p> <p>借地権</p>	<p>(略)</p> <p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に存する借地権</p>
<p>(略)</p> <p>第七十八条第一項</p>	<p>(略)</p> <p>宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の土地に権原に基づき所有される建築物</p>	<p>(略)</p> <p>宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地</p>

	(略)	に存する借地権を含む。)又は権原に基づき所有される施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)
第八十九条、第四百四条第一項	又は建築物	又は施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)
第九十条第二項	施行地区内のその他の	その他の施行地区内の
第九十条第二項	存する建築物	存する施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)
第一百一十一条の表第七十七条第一項の項下欄	宅地又は借地権	宅地又はその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)
第一百八条の六第二項	宅地に	宅地(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)に
第一百八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項	宅地の地積	宅地の地積(施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積)
第一百八条の六第二項	借地の地積	借地の地積(施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積)
(略)	借地の総地積	施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積
第一百八条の十三第三項	(略)	(略)
第一百八条の十三第三項	宅地、借地権又は建築物の上に	宅地若しくはその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合の読替え)  
 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)又は施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)の上に第百十八条の三第一項の承認を受けないで</p> <p>(略)</p>
<p>第二十一条第三項</p> <p>(略)</p>	<p>施行地区内に有する宅地又は借地権</p> <p>(略)</p>	<p>有する施行地区内の宅地又はその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)</p>
<p>第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四</p> <p>(略)</p> <p>第三十三条</p>	<p>施設建築敷地(第四十六条の十三中「見出し中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地」とある場合を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>第十二号に掲げる宅地若しくは建築物</p>	<p>施設建築敷地(特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)</p> <p>(略)</p> <p>第十二号に掲げる宅地(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)</p> <p>若しくは建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)</p>
<p>第四十六条の九</p> <p>(略)</p>	<p>宅地、借地権又は建築物</p> <p>(略)</p>	<p>宅地若しくはその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地</p>

(略)	(略)	(略)
		に存する借地権を含む。)又は施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)

○都市再開発法による不動産登記に関する政令(昭和四十五年政令第八十七号)(抄)

(土地についての登記の申請)

第五条 法第九十条第一項(法第一百十条第四項又は法第一百八条の三十二第二項及び令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による土地の表題部の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。

2 法第九十条第一項の規定によつてする土地の表題登記、所有権の保存の登記、法第八十八条第一項(令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による地上権の設定の登記、法第九十条の二第七項の規定による民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九條の二第一項の地上権の設定の登記、法第八十八条第三項の規定による停止条件付権利移転の仮登記及び法第八十九条(令第四十六条の十五)において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により存するものとされた担保権等の設定その他の登記(以下「担保権等に関する登記」という。)の申請は、土地ごとに、一の申請情報によつてし、かつ、前項の登記の申請と同時にしなければならない。

3・4 (略)

(旧建物についての登記の申請)

第六条 法第九十条第二項(法第一百十条第四項又は令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建物についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。

2 (略)

○建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ (略)

ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条及び法第六十条の三第一項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第二項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ (略)

七・八 (略)

254 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十二条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(高度利用地区又は都市再生特別地区関係)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項（建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）又は法第六十条の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。



- 一 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の一・五倍を超えないこと。
- 二 増築後の建築面積が高度利用地区又は都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の三分の二を超えないこと。
- 三 増築後の容積率が高度利用地区又は都市再生特別地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。
- 四 改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の二分の一を超えないこと。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

- 2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十二条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全とする。

3・4 (略)

○都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号) (抄)

(占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

- 一 次に掲げるものについては、十年
  - イ 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号までに掲げるもの
  - ロ 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十条の二第一項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設(同項に規定する保育所等施設をいう。)
- 二〇四 (略)

○宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号) (抄)

(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号(これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第一項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三條の二、第四十九條第一項、第四十九條の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三(二十七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)(に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百十号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。))で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。))及び第六項、第六十条の三第一項及び第二項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条、第六十二条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項

及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項三十三（略）

十二 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項十三（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項三十三の二（略）

2・3（略）

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）

（市街地再開発事業等の施行に係る土地等に関する登記で課税するものの範囲）

第四条 法第五条第七号に規定する政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。

- 一 市街地再開発組合の参加組合員又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の三第一項第五号（規準）若しくは第五十二条第二項第五号（施行規程）（同法第五十八条第三項（施行規程）において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者が取得する同法第二条第六号又は第七号（定義）に規定する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利に係る登記及び同条第一号に規定する市街地再開発事業の施行者が行うこれらの権利の処分に係る登記（同法第一百八条の十一第一項（建築施設の部分による対償の給付）に規定する譲受け予定者が、同項の規定により給付される建築施設の部分につき受けるものを除く。）
- 二・三（略）

○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一

項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二條第十項、第十一項及び第十四項、第五十三條第四項及び第五項第三号、第五十三條の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五條第三項各号、第五十六條の二第一項ただし書、第五十七條の四第一項ただし書、第五十九條第四項、第五十九條の二第一項、第六十條の三第一項ただし書、第六十七條の三第三項第二号、第六十八條第一項第二号及び第三項第二号、第六十八條の三第四項、第六十八條の五の三第二項、第六十八條の七第五項、第八十六條第三項及び第四項並びに第八十六條の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七條の二第三項の規定による指定、同法第八十六條第一項及び第二項、第八十六條の二第一項並びに第八十六條の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九條第二項、第四十三條の二、第四十九條第一項、第四十九條の二、第五十條、第六十八條の二第一項及び第六十八條の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一（略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六條 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十三（略）

十四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

十五〇十七（略）

（産業港湾課の所掌事務）

第一百六十條 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五（略）

六 都市再生特別措置法第二十九條第一項第三号に掲げる業務（当該業務に係る同項第四号に掲げる業務を含む。）及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五條第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関すること。

七〇十（略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

(都市再生整備計画)

第四十六条 (略)

2 〓 11 (略)

12 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項を記載することができる。

13 〓 19 (略)

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項が記載された都市再生整備計画が同条第十八項前段(同条第十九項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十二項の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

○都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項後段及び前二項の規定は、権利変換計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

5 (略)

(権利変換計画の内容)

第七十三条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 配置設計

二 施行地区内に宅地、借地権又はの宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなるもの氏名又は名称及び住所

- 三 前号に掲げる者が施行地区内に有する同号の宅地、借地権又は建築物及びそのそれらの価額
- 四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細及びその価額それらの価額の概算額
- 五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記又は処分、制限の登記（以下「担保権等の登記」と総称する。）に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
- 六 前号に掲げる者が施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に有することとなる権利
- 七 指定宅地又はその使用収益権を有する者の氏名又は名称及び住所
- 八 前号に掲げる者が有する指定宅地又はその使用収益権及びそれらの価額
- 九 第七号に掲げる者に前号に掲げる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地又はその使用収益権の明細及びそれらの価額の概算額
- 十 第八号に掲げる指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
- 十一 前号に掲げる者が個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に有することとなる権利
- 十二 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有する者（その者がさらに更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）で、当該権利に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
- 十三 前号に掲げる者に借家権を与えられることとなる施設建築物の一部
- 十四 施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要
- 十五 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要
- 十六 第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びそのそれらの価額
- 十七 施行地区内の宅地若しくはその宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにその価額それらの価額
- 十八 組合の参加組合員に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所
- 十九 第五十条の三第一項第五号又は第五十二条第二項第五号（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者（以下単に「特定事業参加者」という。）に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその特定事業参加者の氏名又は名称及び住所
- 二十 第四号、第九号及び前二号に掲げるもののほか、施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等、施設建築物の一部等及び個別

利用区内の宅地の明細、その帰属並びにそのそれらの帰属並びにそれらの管理処分の方法

二十一 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

二十二 権利変換期日、土地明渡し土地の明渡しの予定時期及び工事完了、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期

二十三 その他国土交通省令で定める事項

2 2 4 (略)

(施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算額の算定基準)

第八十一条 権利変換計画においては、第七十三条第一項第四号、第九号又は第十号、第十四号又は第十五号の概算額は、政令で定めるところにより、第一種市街地再開発事業に要する費用及び前条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(権利変換計画の縦覧等)

第八十三条 (略)

2 2 3 (略)

4 施行者が権利変換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分についてさらに第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。

5 第一項から前項までの規定は、権利変換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

(審査委員及び市街地再開発審査会の関与)

第八十四条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

2 (略)

(価額についての裁決申請等)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 土地収用法第九十四条第三項から第八項まで、第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は、第一項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについて準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

4 (略)

(施設建築物の一部等の価額等の確定)

第百三条 施行者は、第一種市街地再開発事業の工事が完了したときは、すみやかに速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者又は施行者の所有する施設建築物の一部について第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められ、第八十八条第五項の規定により借家権を取得した者ごとに、施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額、施設建築敷地の地代の額又は施行者が賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

2・3 (略)

(施設建築敷地内の道路に関する特例)

第百九条の二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分(以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。)については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の道路部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3・8 (略)

(施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例)

第百九条の三 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)に都市高速鉄道が存するように定めることができる。

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するように定めた場合においては、権利変換計画は



、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分」という。）については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合には、権利変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分（以下「施設建築敷地の都市高速鉄道部分」という。）には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該都市高速鉄道の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権が設定されるものとして定めなければならない。

4 5 7 (略)

(指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第一百十条の二 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地（指定宅地を除く。）又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たとき（前条第一項前段に規定する場合を除く。）は、第七十三条第二項、第三項及び第四項（指定宅地に係る部分を除く。）、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項及び第二項、第九条の二第二項後段、第九十九条の三第二項後段並びに第一百十条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第一百二条の規定は、適用しない。

2 5 6 (略)

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)

第一百十一条 施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第九十九条の二第三項及び第九十九条の三第三項に規定する地上権を除く。）を設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(管理処分計画の内容)

第一百十条の七 管理処分計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 前号に掲げる者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその見積額並びにその者がその対償に代えて譲り受けることとなる建築物の部分の明細及びその価額の概算額

四 5 十一 (略)

2・3 (略)

(建築施設の部分の価額等の概算額)

第一百八条の九 管理処分計画においては、第一百八条の七第一項第三号又は第六号の概算額は、政令で定めるところにより、第二種市街地再開発事業に要する費用及び同項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(施設建築敷地内の道路に関する特例)

第一百八条の二十五 (略)

2 第九九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第一百八条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路」とあるのは「当該道路」と、同条第四項中「第八十二条」とあるのは「第一百八条の十において準用する第八十二条」と、同条第六項中「第七十三条第一項各号」とあるのは「第一百八条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例)

第一百八条の二十五の二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)に都市高速鉄道が存するように定めることができる。

2・4 (略)

(土地区画整理事業との一体的施行に関する特例)

第一百八条の三十一 土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地(同法第八十七条第一項又は第二項に規定する換地計画に基づき換地となるべき土地に指定されたものに限る。以下この章において「特定仮換地」という。)を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を施行地区又は施行地区となるべき区域内の土地に関する権利とみなし、これを施行地区又は施行地区となるべき区域内の当該特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて、市街地再開発事業を施行するものとする。

2 前項の場合において、特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利の価額若しくはその概算額又は見積額を定めるときは、当該権利が当該特定仮換地に存するものとみなすものとする。

3 前二項の場合におけるこの法律の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

(不動産登記法の特例)

第三百三十二条 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第八十六条の七 第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。）の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の三第一項、第六十一条、第六十二条第一項、第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 4 （略）

○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）

（都市公園の占用の許可）

第六条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（非課税登記等）

第五条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

一～六 （略）

七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号（定義）に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号（定義）に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号（定義）に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物（当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第十七条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例）の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。）に関する登記（政令で定めるものを除く。）

八～十四 （略）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 （略）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（都市施設）

第十一条 (略)

2 (略)

3 道路、河川その他の政令で定める都市施設については、前項に規定するもののほか、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要があるときは、当該都市施設の区域の地下又は空間について、当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができる。この場合において、地下に当該立体的な範囲を定めるときは、併せて当該立体的な範囲からの離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度(当該離隔距離に応じて定めるものを含む。)を定めることができる。

4 5 6 (略)